

# 鳥取県北栄町での住宅取得を応援！

北栄町で住宅を取得する場合、補助金を交付します

## 新築住宅購入 中古住宅購入

最大 **250** 万円 最大 **80** 万円

県外の方 最大 250 万円  
県内の方 最大 125 万円  
町内の方 最大 50 万円

県外の方 最大 80 万円  
県内の方 最大 40 万円  
町内の方 最大 15 万円

### <住宅取得（新築・中古）補助金 早見表>

#### ○町外者向け

| 区 分    | 移住者住宅取得支援補助金 |                          |                                                              |
|--------|--------------|--------------------------|--------------------------------------------------------------|
|        | 基本額          | +若年層加算（45歳まで）            | +子育て応援加算                                                     |
| 県外（新築） | 定額50万円       | (補助率)<br>住宅取得費の<br>5%※注1 | +上限200万円<br>中学3年生までの子<br>1人目 5万円分<br>2人目以降 2万円分<br>※町内通貨ポイント |
| (中古)   | 〃 50万円       |                          |                                                              |
| 県内（新築） | 〃 25万円       |                          |                                                              |
| (中古)   | 〃 25万円       |                          |                                                              |

子育て世代の方には、  
子育て応援ポイントも！

#### ○町内者向け

| 区 分    | 定住者住宅取得支援補助金<br>※若年層(45歳まで)のみ |        |
|--------|-------------------------------|--------|
| 町内（新築） | (補助率)<br>住宅取得費の               | 上限50万円 |
| (中古)   | 5%※注2                         | 上限15万円 |

※ 申請者…住宅所有者（所有者が複数人の場合は、家の登記簿の持ち分比率が1/2以上の方）

※ 若年層の基準日…契約日時時点で申請者（住宅所有者:持ち分1/2以上）が45歳以下であること

※ 子育て応援加算の基準日…転入日に中学校3年生(15歳に到達してから最初の3月31日)までの人

※ その他県町の補助金を受ける場合は、その対象部分は補助対象外です

※ 住宅取得費…（新築）住宅に係る工事費、（中古）住宅の取得に要する経費

※注1 対象外:土地購入費、土地改良工事、車庫・物置・フェンス、備え付けでない設備、申請手数料等

※注2 土地の購入等に要する経費も含む。

## 補助対象者チェックシート

### <町外者向け>

#### 【 移住者住宅取得支援補助金 】

- ☐ 申請者は、新築又は中古住宅を取得し町外から転入し、転入後1年以内の者  
※住宅登記上の所有権が複数の者の共有に属するときは、持分が1/2以上の者
- ☐ 町内に定住の意志がある者
- ☐ 転入日以前に、過去3年間北栄町に住民登録されていないこと（世帯員含む）
- ☐ 購入する新築又は中古住宅の所有者の3親等以内の親族でない者
- ☐ 町税等の滞納がない、暴力団等ではない過去同様の補助金の交付を受けていない。

### <加算額（若年層）>

- ☐ 申請者（家の持分1/2以上）が住宅取得日（契約日）に、45歳以下であること

### <加算額（子育て世帯）>

- ☐ 中学生以下の子がいること

### <町内者向け>

#### 【 定住者住宅取得支援補助金 】

- ☐ 町内在住者で、町内に定住する目的で住宅を取得し、入居後1年以内の方  
※住宅登記上の所有権が複数の者の共有に属するときは、持分が1/2以上の者
- ☐ 申請者（住宅契約者）が住宅取得日（契約日）に、45歳以下であること
- ☐ 購入する新築又は中古住宅の所有者の3親等以内の親族でない者
- ☐ 町税等の滞納がない、暴力団等ではない過去同様の補助金の交付を受けていない。

## 申請期限

- 住宅を取得し転入（入居）後、1年以内

## 補助金交付の流れ

- 申請者（交付申請及び実績報告）→ 役場（交付決定兼額の確定、お支払い）

## その他

- 転入日から5年以内に町外に転出した場合は補助金返還となります。
- 本補助金は令和7年度までは実施予定です。（3年ごとに見直します。）
- その他の国、県、町の補助金との同一経費の重複交付はできません。

| R6～ | 補助金等名称           | 併用 | 控除方法                        |
|-----|------------------|----|-----------------------------|
| 国費  | 子育てエコホーム支援事業     | ○  | 町補助対象経費から国交付額を控除            |
| 県費  | とっとり住まいる支援事業補助金  | ○  | 町補助対象経費から県交付額（県外者は材料実費額）を控除 |
| 町費  | 町創エネルギー等設備設置費補助金 | ○  | 町補助対象経費から交付額又は実費額を控除        |